

定 款

社会福祉法人 川福会

昭和56年10月19日認可

厚生省社第929号

昭和59年11月24日認可

厚生省社第972号

平成 2年11月 9日一部変更認可

大阪府指令福総第 2 - 26号

平成 4年12月 1日一部変更認可

大阪府指令福政第 2 - 84号

平成 6年 3月25日一部変更認可

大阪府指令福政第 2 - 182号

平成 7年 3月16日一部変更認可

大阪府指令福祉第 9 - 307号

平成 7年12月 7日一部変更認可

大阪府指令福祉第 9 - 84号

平成 9年 8月 7日一部変更認可

大阪府指令福祉第 9 - 59号

平成10年 9月 8日一部変更認可

大阪府指令福指第 9 - 101号

平成12年 3月22日一部変更認可

大阪府指令福指第 9 - 283号

平成13年 9月28日一部変更認可

大阪府指令医福第79 - 244号

平成14年 5月21日一部変更認可

大阪府指令医福第79 - 29号

平成15年	7月28日	一部変更認可	大阪府指令医福第	3-114号
平成16年	5月12日	一部変更認可	大阪府指令法指第	3-22号
平成17年	6月13日	一部変更認可	東大阪市指令福第	35号
平成18年	11月6日	一部変更認可	東大阪市指令福第	289号
平成19年	5月17日	一部変更認可	東大阪市指令福第	230号
平成19年	11月19日	一部変更認可	東大阪市指令福第	303号
平成21年	12月10日	一部変更認可	東大阪市指令福第	143号
平成24年	2月6日	一部変更認可	東大阪市指令福第	1000号
平成24年	12月25日	一部変更認可	東大阪市指令福第	185号
平成28年	1月8日	一部変更認可	大阪府指令指監	第3-136号
平成28年	9月13日	一部変更認可	大阪府指令指監	第3-68号
平成29年	2月3日	一部変更認可	大阪府指令指監	第3-102号
平成29年	5月29日	一部変更認可	大阪府指令指監	第3-15号

平成29年 8月 1日一部変更認可
大阪府指令指監 第3- 33号

平成30年 1月10日一部変更認可
大阪府指令指監 第3- 78号

平成30年 7月31日一部変更認可
大阪府指令福法 第3- 44号

令和 元年12月18日一部変更認可
大阪府指令福法 第3- 63号

令和 4年 5月 6日一部変更認可
大阪府指令福法 第3- 6号

目 次

第1章 総則（第1条～第4条）	1～2
第2章 評議員（第5条～第9条）	2～3
第3章 評議員会（第10条～第15条）	3～4
第4章 役員及び会計監査人並びに職員（第16条～第25条）	4～6
第5章 運営協議会（第26条～第31条）	6～7
第6章 理事会（第32条～第36条）	7～8
第7章 資産及び会計（第37～第45条）	8～12
第8章 公益を目的とする事業（第46条）	12
第9章 解散（第47条～第48条）	12
第10章 定款の変更（第49条）	12
第11章 公告の方法その他（第50条～第51条）	13
附則	13

社会福祉法人 川福会定款

第1章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第1種社会福祉事業

- (イ) 特別養護老人ホームの経営
- (ロ) 軽費老人ホームの経営

(2) 第2種社会福祉事業

- (イ) 老人デイサービス事業の経営
- (ロ) 老人デイサービスセンターの経営
- (ハ) 老人介護支援センターの経営
- (ニ) 老人短期入所事業の経営
- (ホ) 老人居宅介護等事業の経営
- (ヘ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ト) 移動支援事業の経営
- (チ) 無料低額介護老人保健施設の経営
- (リ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
- (ヌ) 小規模多機能型居宅介護事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人川福会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の増進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取り組みとして、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条

この法人の事務所を大阪府東大阪市出雲井本町3番25号に置く。

- 2 前項のほか、従たる事務所を大阪府東大阪市長田中1丁目4番17-310号及び大阪府大阪市鶴見区諸口6丁目15番74号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人には、評議員7名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、法人本部職員1名、外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の2名が出席し、かつ、外部委員の2名が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者(租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。)の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることにはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
- 3 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、各年度の総額が2,500,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算
- (10) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (11) 公益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の議決があったものとみなす。

（議事録）

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名する

第4章 役員及び会計監査人並びに職員

（役員及び会計監査人の定数）

第16条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上8名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち1名以上を、理事会の決議により、副理事長、専務理事及び常務理事とすることができる。
- 4 前項の副理事長、専務理事、常務理事をもって社会福祉法四五条の一六第二項第二号の業務執行理事とする。
- 5 この法人に会計監査人を置く。

（役員及び会計監査人の選任）

第17条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員の資格）

第18条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、

理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 社会福祉法第44条第七項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

（理事の職務及び権限）

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、毎会計年度に3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（会計監査人の職務及び権限）

第21条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

（役員及び会計監査人の任期）

第22条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

3 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会におい

て別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

- 4 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員及び会計監査人の解任)

第23条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

- 3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、(監事全員の同意により、) 会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第24条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(職員)

第25条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。

- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 運営協議会

(運営協議会の設置)

第26条 この法人に、運営協議会を置く。

(運営協議会の委員の定数)

第27条 運営協議会の委員は5名とする。

(運営協議会の委員の選任)

第28条 運営協議会の委員は、各号に掲げる者から理事長が選任する。

- (1) 地域の代表者
- (2) 利用者又は利用者の家族の代表者
- (3) その他理事長が適当と認める者

(運営協議会の委員の定数の変更)

第29条 法人が前々条に定める定数を変更しようとするときは、運営協議会の意見を聴かなければならない。

(意見の聴取)

第30条 理事長は、必要に応じて、運営協議会から、地域や利用者の意見を聴取するものとする。

(その他)

第31条 運営協議会については、この定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項に加わることができるものに限る。)全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案に

ついて異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名する。

第7章 資産及び会計

(資産の区分)

第37条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 定期預金 200万円

(2) 建物

(イ) 大阪府東大阪市出雲井本町337番地5外1筆所在の鉄筋コンクリート造陸屋根6階建、特別養護老人ホーム福寿苑及び東大阪市老人通園センター福寿苑1棟 (1,936.22 m²)

(ロ) 大阪府東大阪市古箕輪1丁目459番地外2所在の鉄筋コンクリート造陸屋根5階建、特別養護老人ホームみのわの里1棟 (4,840.16 m²)

(ハ) 大阪府東大阪市出雲井本町336番地外5筆所在の鉄筋コンクリート造陸屋根5階建老人保健施設枚岡の里1棟 (3,167.77 m²)

(ニ) 大阪府東大阪市出雲井本町400番地1外7筆所在の鉄筋コンクリート造陸屋根・ルーフィング葺地下1階付5階建、軽費老人ホームケアハウスひらおか1棟 (2,918.82 m²)

(ホ) 大阪府東大阪市喜里川町130番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付5階建、軽費老人ホームケアハウス喜里川1棟 (3,315.82 m²)

(ヘ) 大阪府東大阪市布市町2丁目327番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根5階建特別養護老人ホーム布市福寿苑1棟 (4,395.34 m²)

(ト) 大阪府東大阪市布市町2丁目327番地所在の鉄骨造瓦葺2階建グループホーム布市真寿庵1棟 (281.24 m²)

(チ) 大阪府東大阪市長田東1丁目62番地1所在の鉄筋コンクリート造陸屋根8階建介護老人保健施設長田の里1棟 (3684.22 m²)

(リ) 大阪府大東市御領3丁目27番地4、27番地6所在の鉄骨造陸屋根2階建小規模多機能ホームごりょうの家1棟 (645.79 m²)、鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建事務所 (28.05 m²)

(ヌ) 大阪府大阪市鶴見区諸口6丁目201番地外3筆所在の鉄骨造陸屋根4階建介護老人保健施設すいれん1棟 (3,663.45 m²)、鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建集塵庫 (17.81 m²)

(3) 土地

- (イ) 大阪府東大阪市出雲井本町 3 3 5 番 1 所在の老人保健施設枚岡の里敷地
(16.52 m²)
- (ロ) 大阪府東大阪市出雲井本町 3 3 6 番 1 所在の老人保健施設枚岡の里敷地
(477.65 m²)
- (ハ) 大阪府東大阪市出雲井本町 3 3 6 番 4 所在の老人保健施設枚岡の里敷地
(75.51 m²)
- (ニ) 大阪府東大阪市出雲井本町 3 3 7 番 6 所在の老人保健施設枚岡の里敷地
(210.40 m²)
- (ホ) 大阪府東大阪市出雲井本町 3 3 9 番 1 所在の老人保健施設枚岡の里敷地
(142.79 m²)
- (ヘ) 大阪府東大阪市出雲井本町 4 0 1 番 4 所在の老人保健施設枚岡の里敷地
(16.99 m²)
- (ト) 大阪府東大阪市出雲井本町 4 0 1 番 5 所在の老人保健施設枚岡の里敷地
(145.95 m²)
- (チ) 大阪府東大阪市出雲井本町 4 0 5 番 8 所在の老人保健施設枚岡の里敷地
(28.36 m²)
- (リ) 大阪府東大阪市出雲井本町 3 3 6 番 2 所在の軽費老人ホームケアハウス
ひらおか敷地 (12.70 m²)
- (ヌ) 大阪府東大阪市出雲井本町 3 3 6 番 3 所在の軽費老人ホームケアハウス
ひらおか敷地 (1.67 m²)
- (ル) 大阪府東大阪市出雲井本町 3 3 6 番 5 所在の軽費老人ホームケアハウス
ひらおか敷地 (5.74 m²)
- (ヲ) 大阪府東大阪市出雲井本町 3 3 7 番 2 所在の軽費老人ホームケアハウス
ひらおか敷地 (62.97 m²)
- (ワ) 大阪府東大阪市出雲井本町 3 3 9 番 4 所在の軽費老人ホームケアハウス
ひらおか敷地 (151.41 m²)
- (カ) 大阪府東大阪市出雲井本町 3 4 0 番 7 1 所在の軽費老人ホームケアハウ
スひらおか敷地 (284.35 m²)
- (ヨ) 大阪府東大阪市出雲井本町 4 0 0 番 1 所在の軽費老人ホームケアハウス
ひらおか敷地 (548.20 m²)
- (タ) 大阪府東大阪市出雲井本町 4 0 1 番 3 所在の軽費老人ホームケアハウス
ひらおか敷地 (209.08 m²)
- (レ) 大阪府東大阪市出雲井本町 4 0 2 番 6 所在の軽費老人ホームケアハウス
ひらおか敷地 (43.85 m²)
- (ソ) 大阪府東大阪市出雲井本町 4 0 5 番 4 所在の軽費老人ホームケアハウス
ひらおか敷地 (2.37 m²)
- (ツ) 大阪府東大阪市喜里川町 1 3 0 番所在の軽費老人ホームケアハウス喜里
川敷地 (1398.34 m²)
- (ネ) 大阪府東大阪市布市町 2 丁目 3 2 7 番所在の特別養護老人ホーム布市福

寿苑敷地 (2,459.46 m²)

(ナ) 大阪府東大阪市長田東1丁目6番1所在の介護老人保健施設長田の里敷地 (1302.99 m²)

(ウ) 大阪府東大阪市長田東1丁目8番5所在の介護老人保健施設長田の里敷地 (112.00 m²)

(ム) 大阪府東大阪市長田東1丁目3番5所在の特別養護老人ホーム福寿苑敷地 (1460.15 m²)

(ウ) 大阪府大東市御領3丁目2番4所在の小規模多機能ホームごりょうの家敷地 (813.00 m²)

(キ) 大阪府大東市御領3丁目2番6所在の小規模多機能ホームごりょうの家敷地 (60.75 m²)

3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第46条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第38条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、大阪府知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、大阪府知事の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第二条の三十九に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第42条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第43条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第44条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第45条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

第8章 公益を目的とする事業

（種別）

第46条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- （1）居宅介護支援事業
- （2）訪問入浴介護事業
- （3）地域包括支援センターの経営
- （4）介護予防支援事業
- （5）地域支援事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

第9章 解散

（解散）

第47条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第48条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第10章 定款の変更

（定款の変更）

第49条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、大阪府知事の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を大阪府知事に届け出なければならない。

第 1 1 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 5 0 条 この法人の公告は、社会福祉法人川福会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 5 1 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	川西 主	理 事	中嶋 義平
理 事	辰巳 佐太郎	理 事	鈴木 清士
理 事	北川 謙次	理 事	木田 英嗣
理 事	大西 誠一	理 事	川西 崇
理 事	木積 一仁	監 事	砂本 清
理 事	樋口 忠雄		

この定款は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。